

1. ボランティア活動 備品及び物品購入助成金

主旨・財源

ボランティア団体が活動で使用する備品及び物品を購入するための費用を助成します。
本助成金における「備品」とは、耐用年数が1年以上で、かつ1点が3万円以上のもの。
「物品」とは、耐用年数が1年以上で、かつ1点が3万円未満のものと定めます。
財源は、区民の皆さまから旭区社会福祉協議会にご寄付いただいた「善意銀行」です。

対象団体

本会第6種会員（ボランティア団体）

ただし、申請後5年以上活動を継続することと申請後5年間は会員であることを条件とします。

受付期間

令和9年1月29日（金）まで随時受付

申込方法

まずは、助成金担当職員へご相談ください。 ご相談後、申請書と必要書類を上記期間内にご提出ください。手続きの流れはP2「旭区社協独自助成金 申込手続きの流れ」のとおり。

助成上限額

「備品」の場合・・・上限100,000円

「物品」の場合・・・上限 50,000円

※1,000円単位で申請してください。

提出書類

1. 申請書
2. 購入希望物品の見積書（宛名は申請団体名とする）
3. 購入希望物品が分かるカタログや写真

審査方法

本会会長決裁とします。

その他

一度当該制度で助成を受け、再び助成を希望する団体は、助成を受けた年から5年経たないと申請できません。

★助成金について、旭区社会福祉協議会にお気軽にご相談ください。
皆さんと話しながら一緒に考え、申請のお手伝いをさせていただきます！

申請・問合せ先

社会福祉法人横浜市旭区社会福祉協議会 〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰 1-6-35

電話：045-392-1123 / FAX：045-392-0222 E-mail：asahi-ks@ceres.ocn.ne.jp